

平成26年10月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成26年10月24日（金） 午後9時30分

2 出席委員

齋藤道子	委員長
森武洋	委員長職務代理者
三浦溥太郎	委員
荒川由美子	委員
青木克明	委員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	大川原 日出夫
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	菱 沼 孝
教育総務部生涯学習課長	野 間 俊 行
教育総務部教職員課長	栗 原 裕
教育総務部学校管理課長	菅 野 智
学校教育部長	小田部 英 仁
学校教育部教育指導課長	丸 瀬 正
学校教育部支援教育課長	三 浦 昭 夫
学校教育部学校保健課長	藤 井 孝 生
学校教育部スポーツ課長	三 橋 政 義
中央図書館長	小 貫 朗 子
博物館運営課長	稲 森 但
美術館運営課長	佐々木 暢 行
教育研究所長	市 川 敦 義

4 傍聴人 1名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に青木委員を指名した。
- 日程第3 議案第47号は、人事案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

○教育長報告

(青木教育長)

それでは、平成26年9月12日から本日までの主な所管事項について、ご報告いたします。

まず、この間に学校運営に大きな影響を及ぼした二度の台風来襲についてです。一つ目は、10月6日月曜日午前中を中心に来襲した台風18号ですが、市立学校は6日月曜日が全校休校となりました。また、同様に6日朝に出発予定であった小学校5校の修学旅行は延期となりました。すでに、出発していた5校については、帰りの列車が運行されないことから、バスをチャーターし無事予定通り帰ってまいりました。6日に予定していた5校は、12月10日出発に予定を変更しています。なお、この台風が通過した6日午後、野比海岸に遊びに行った、市立中学校生徒1名が高波にさらわれ、海上保安庁・警察・消防あがての懸命な捜索にも関わらず、現在も行方不明となっております。

二つ目の台風19号は、祝日13日深夜に通過し、特段の被害がありませんでした。翌14日は、前期終了後の秋季休業期間中で、2中学校で長期休業期間を活用した授業日でしたが、予定通り実施しました。

10月3日には、7月1日付で施行された「横須賀市いじめ等の対策に関する条例」に基づき設置された「横須賀市いじめ等課題解決専門委員会」の第1回会議が開催され、私から10名の委員に委嘱書を交付させていただきました。今後、解決困難事例が発生した場合等において、教育委員会の諮問に応じてご審議をいただくことになります。

11日には、総合高校SEAホールにおいて、「第87回市民体育大会記念式典及び横須賀市体育功労者表彰式」が行われ、大会実施を各種目選手が決意を固めるとともに、長年にわたり各種競技で本市体育の振興に貢献された13名の方が市長から表彰されました。

日付は前後いたしますが、中学生の行事を2点報告いたします。

4日の土曜日には、市中学校連合生徒会が運営に当たった、「第27回中学生の主張大会」が総合高校ホールで開催されました。市立中学校全23校の生徒会役員が、「仲間との絆」「平和問題」「コミュニケーション」「命」など

多岐にわたる内容で、自らの生活の中で見たこと、感じたことなどを中学生らしい視点で捉えて、発表されていました。主張者一人ひとりが、しっかりと自分の考えをもち、堂々と述べており、これからの横須賀を支える年代の生徒たちを心強く感じたところです。

また、18日の土曜日には、馬堀海岸の幹線道路を利用したコースで、中学校駅伝競走大会が開催されました。大会の結果については、後ほどスポーツ課長から報告いたします。競技ですからそれぞれ順位はつきませんが、走りだけではなく全ての選手・関係者が、最後の表彰式後の解散まで、整然と行動し、感動を与えられた大会でした。秋の行楽時期の週末に国道を中心に交通規制をしいていただいた神奈川県警察浦賀警察署や、ご不便をおかけした周辺住民の方々のご理解で実施ができることを感謝しなければならない大会だと実感いたしました。

各委員の皆様にも、お忙しい中、行事等にご出席いただき、ありがとうございました。

私からの報告は、以上でございます。

(質問なし)

日程第1 議案第45号『平成27年度横須賀市立横須賀総合高等学校に入学する生徒の募集人員について』

委員長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

議案第45号「平成27年度横須賀市立横須賀総合高等学校に入学する生徒の募集人員について」ご説明します。

平成27年度の募集人員は、お手元にご置きます議案のとおり、全日制の課程において320名、定時制の課程においては70名であり、昨年度と同じ数になります。

なお、募集人員については、県立高等学校を設置する神奈川県、市立高等学校を設置する横浜市、川崎市も、それぞれの教育委員会に対し、「平成27年度各高等学校に入学する生徒の募集人員について」を付議することになっています。

県教育委員会は、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市の各教育委員会終了後、高等学校に入学する生徒の募集人員に関する公式記者発表を行います。ま

た、本年度の記者発表の日程は、10月24日（金）午後2時からとなっておりますことを、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

（森武委員）

今日教育委員会で決定して、午後に県教委で記者発表するということですが、記者発表は県と、横浜、川崎横須賀の決定した結果をまとめて発表するという事で、あくまで今日決まった結果を発表する位置づけでよろしいでしょうか。

（教育指導課長）

各々が決めたことについての発表です。

討論なく、採決の結果、議案第45号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第2 議案第46号『諾否決定理由説明書等の提出について』

委員長 議題とすることを宣言

（総務課長）

議案第46号『諾否決定理由説明書等の提出について』は、情報公開条例第20条第1項及び第4項の規定に基づき、横須賀市情報公開審査会に諾否決定理由説明書等を提出するためにご審議いただくものです。

平成26年9月定例会で、平成26年8月18日にありました公文書部分公開決定に対する審査請求について議案第43号によりご審議いただき、審議の結果、非公開とした学校名及び年組の情報のうち、学校名の校種に係る部分を公開することとしたうえで、審査会に諮問することとなりました。

9月11日付けで諮問したところ、審査会から9月25日付けで諾否決定理由説明書等を提出するよう依頼がありましたので、本日は、提出する諾否決定理由説明書等をご審議いただきます。

提出する資料は、この審査請求に係る公文書の部分公開決定の理由について具体的に記述した「諾否決定理由説明書」及び平成26年6月20日付け横教保第29号にて部分公開を決定した対象文書の写しであり、提出期限は、10月31日（金）となっています。

それでは、諾否決定理由説明書について、ご説明いたします。
恐れ入りますが、議案を1枚おめくりいただき、1ページをご覧ください。

本説明書では、1 本件審査請求に係る経緯、2 本件対象文書、3 本件対象文書の概要、4 非公開とした理由の4項目について記載しています。

まず、1の本件審査請求に係る経緯をご説明します。6月13日に審査請求人から「2014年5月15日に回収された寄生虫卵検査の検体紛失に関わる市長への報告メモ」の公文書公開請求がありました。横須賀市教育委員会教育長は、この請求にかかる「市長への報告メモ」を特定し、同メモの記載事項中、「学校名」及び「年組」が情報公開条例第7条第1号の個人に関する情報に該当するとして、6月20日にこの部分を非公開とした公文書部分公開決定を行いました。審査請求人は、非公開部分の公開を求めるとして、横須賀市教育委員会に対して、8月18日付けで審査請求を行いました。教育委員会は、教育長が情報公開条例第7条第1号に該当するとして非公開とした「学校名」のうち、校種部分を公開することとした上で、9月11日付け横教総第40号で審査会に諮問しました。教育長は、非公開とした「学校名」のうち、校種部分を公開することとし、9月24日付け横教保第47号で処分の一部を変更し、審査請求人に通知しました。以上が、本件審査請求に係るこれまでの経緯でございます。

次に、2の本件対象文書は、寄生虫卵検査の検体紛失についての「市長への報告メモ」であります。

次に、3の本件対象文書の概要になります。（1）の本件対象文書は、5月23日（金）に判明した寄生虫卵検査の受託者による検体紛失事故を市長に報告した際の報告メモになります。この報告メモには、本件事故の概要及び事故後の対応などが記載されています。

恐れ入りますが、2ページをご覧ください。（2）の紛失事故発生から報道発表までの経緯についてですが、受託者は、5月15日（木）に検体及び名簿を市立小学校22校、市立幼稚園1園で回収し、自社に搬入した後、名簿に記載された提出枚数と回収した検体数が一致していることを確認し、専用のボックスで保管しました。5月23日（金）に2回目の確認を兼ねて識別のための個人バーコードシールを検体に貼る作業を行ったとき、市立小学校1クラス分（27人分）の検体を紛失していることに気づき、横須賀市教育委員会事務局学校教育部学校保健課に報告しました。受託者は、5月26日（月）午後4時まで社内調査を行いましたが、検体は見つかりませんでした。学校保健課は、5月27日（火）に受託者から本件事故の謝罪、経緯及び原因などの説明を受け、5月28日（水）に本件事故を市長に報告するとともに、本件事故のあった市立小学校1クラスの保護者に謝罪と再検査をお願いしました。その後、5月30日（金）に報道発表を行っています。

（3）の寄生虫卵検査の概要ですが、寄生虫卵検査は、学校保健安全法第13条及び学校保健安全法施行規則第6条の規定に基づき実施するものであり、本

市では、市立幼稚園の園児、市立小学校児童の1～3年生、市立ろう学校幼稚園の園児及び小学部児童の1～3年生及び市立養護学校小学部児童の1～3年生並びに4年生の前年度陽性者を対象に実施しています。平成26年度の検体回収は、5月15日（木）・5月16日（金）・5月19日（月）の3日間に、市立幼稚園2園、市立小学校46校、市立ろう学校、市立養護学校でそれぞれ1回行われました。

（4）は用語の定義であり、学校教育法第1条を抜粋し、3ページにかけて記載しています。

最後に、3ページの4 非公開とした理由をご説明します。

1点目は、これらの情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報であるため、情報公開条例第7条第1号に該当すること。

2点目は、「校種にかかる部分を除く学校名」及び「年組」の情報が公開された場合、検体紛失のあった児童を容易に特定することができ、自分の子どもの寄生虫卵検査の検体紛失を知られたくないと感じる保護者の権利利益を侵害するおそれがあること。

3点目は、「校種にかかる部分を除く学校名」及び「年組」の情報が公開された場合、保護者の不安感を煽るおそれがあり、学校での健康診断業務に支障をきたすおそれがあること。

以上が理由になります。

諾否決定理由説明書と併せて提出する「平成26年6月20日付け横教保第29号にて部分公開を決定した対象文書の写し」は、諾否決定理由説明書の次ページにある「市長への報告メモ」になります。

その次のページには、審査会からの諾否決定理由説明書等の提出依頼の写しを添付しています。

なお、参考までに、この諾否決定理由説明書を審査会に提出した後に通常行われる審査の流れをご説明します。諾否決定理由説明書を審査会に提出した後、その写しが、審査会を通じて、審査請求人に送付されます。その際、審査会は、審査請求人に対して、意見書を提出するよう依頼いたします。審査請求人が意見書を審査会に提出した場合、その写しが教育委員会に送付されます。教育委員会は、これらを踏まえて、審査会において、部分公開決定処分を行った理由を口頭説明することになります。審査会は、審査請求人に口頭意見陳述の機会を設けた上で審議を行い、教育委員会に答申いたします。教育委員会は、この答申を受けて、審査請求に対する裁決を行い、審査請求人に通知することになります。以上であります。

これで説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第46号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項の聴取を宣言

報告事項（１）『学校事故について（経過報告）』

（学校保健課長）

それでは、報告事項１「学校事故について（経過報告）」をご説明いたします。

本件は、平成25年８月16日の教育委員会臨時会で最初に報告いたしました学校事故の第８回目の経過報告になります。

平成24年９月19日に発生した学校事故に関しまして、示談前ではありますが、平成26年10月に、療養に必要な経費の一部を損害賠償金の内払いとして、269,265円をお支払いしました。

これにより、これまでにお支払いした損害賠償金の内払いの総額は、1,425,451円となります。

本件は、本年第４回市議会定例会教育福祉常任委員会で、報告いたします。

事故の概要及び事故後の経過につきましては、資料下段に参考として記載させていただいております。

今後とも、学校と連携し、誠意をもって、丁寧に対応してまいります。

以上で、「学校事故について（経過報告）」の説明を終わらせていただきます。

（森武委員）

１点、答えられる範囲で結構ですのでお答えいただければと思います。損害賠償金の内払いということで、１行目から２行目に、療養に必要な経費の一部をお支払いされているということですが、これは最終的には示談を交わしてからということになるのでしょうか、示談を交わした際に、損害賠償として支払うべきもののほとんど全てを払っているという認識でいいのか、あるいは一部なので、本当はこの倍ぐらい払わないといけないものの半分ぐらいしか払っていないのか、もし答えられるところがあれば、お答えください。

（学校保健課長）

今まで療養に必要な経費ということで、ほぼ全額お支払いできております。ただ、実際に、例えば病院のほうへ保護者の方が行かれるときに、複数の兄弟

ですとか、一緒になって行ったりする場合に交通費等がかかるわけですが、そういった部分で一部、現時点でまだ見られていないものがございます。

(森武委員)

今お聞きした理由は、結構多額にわたっているんで、例えば療養の半分ぐらいしかお支払いできていなければ、かなり経済的負担があるのだと思ったのですが、そういう意味では、本来の病院にかかる費用はほとんど支払われているという認識でよろしいということですか。

(学校保健課長)

実際に治療等も含めた純粋な療養にかかる経費は、全てお支払いできております。

(森武委員)

ありがとうございます。

報告事項(2) 『横須賀市スポーツ大賞の授与について』

報告事項(3) 『市民体育大会記念式典の開催結果について』

報告事項(4) 『スポーツフェスタ2014について』

報告事項(5) 『横須賀市中学校駅伝競走大会の開催結果について』

報告事項(6) 『市立ろう学校の全国大会の結果報告について』

(スポーツ課長)

報告事項(2)の「横須賀市スポーツ大賞」の授与についてご報告させていただきます。

「横須賀市スポーツ大賞」は、本市に在住し、若しくは在勤・在学し、又は深いゆかりのある方で、スポーツの向上発展に寄与し、オリンピック等において顕著な成績を収めた個人又は団体を表彰する制度であります。

本年8月にオランダ・ハーレムにおいて開催された「第14回世界女子ソフトボール選手権大会」に出場した女子日本代表チームは、予選リーグから決勝トーナメントまで全戦全勝により見事大会2連覇、3度目の優勝をされました。ここに日本代表チームのメンバーとして本市出身で田戸小学校、常葉中学校を卒業された西山麗選手が出場され大活躍されましたので、10月6日(月)に「横須賀市スポーツ大賞」を授与いたしました。

授与式では、要綱に基づき、市長から表彰状と記念品のトロフィーを、教育長から副賞として海軍カレーをお贈りしました。

なお、写真にもあるとおり、当日は中体連会長であり母校の常葉中学校 吉田校長、中体連ソフトボール専門部会長の衣笠中学校 樋口校長、中学校時代の顧問でありました野比中学校 畦地総括教諭も同席いたしました。

また、西山選手は、同日に開催されました「第69回国民体育大会・第14回全国障害者スポーツ大会 壮行会」にも急遽ご出席され、監督・選手の皆さんに激励の言葉をいただきました。

続きまして、報告事項（３）10月11日（土）に横須賀総合高等学校 S E A ホールで開催いたしました市民体育大会記念式典の開催結果についてご報告させていただきます。

この式典は、市民体育大会の総合開会式と本年度の横須賀市体育功労者の表彰式を兼ねて開催しているものでございます。当日ご参加をいただいた方の人数は、資料に記載のとおり約250人でございます。市民体育大会は、広く市民の皆さまにスポーツを普及・振興し、健康増進を図り、明るく活力ある生活づくりに寄与することを目的に開催しており、今年は35種目にわたり約3万人の方が参加してくださる予定であり、今回で87回目となります。

横須賀市体育功労者表彰については、永年にわたり本市体育の普及振興のため各種スポーツの奨励及び普及に貢献し、並びに地域体育振興活動に顕著な功績を挙げられた体育功労者13人が市長と教育長から表彰を受けられました。

続きまして、資料はございませんが、報告事項（４）10月13日（月・体育の日）に不入斗公園ほか市内各会場で開催を予定していましたスポーツフェスタ2014について報告させていただきます。この行事は、多くの市民の皆さまに手軽なスポーツを通して体を動かすことの喜びやみんなで汗をかく心地よさを味わっていただき、活力・健康増進につなげていただく他、家族のふれあいの場、スポーツ活動としてのコミュニティーの機会を創設することを目的に開催し、今年で10回目となります。トランポリンやアーチェリー、ビームライフル、ボクシングなど普段あまり経験できないスポーツの体験コーナーやホームタウンチームである横浜 F・マリノスのコーチによるサッカー教室、また、新体力テスト、ヨット体験クルーズ、体育会館施設の無料開放などを企画し、例年、親子連れを中心に、約5,000人の方にご来場いただいております。

しかしながら、台風19号の接近に伴い当日の悪天候が予想されたため、安全を最優先させて中止とさせていただきました。中止の判断は前日に行い、ホームページ、コールセンターによる周知や運営をお手伝いいただく関係団体やスポーツ推進委員の皆様事前にご連絡いたしました。また、当日はスポーツ課職員を各会場に配置し、参加者等への説明を行いイベント中止へのご理解いた

だき、大きな混乱はありませんでした。

続きまして、報告事項（５）横須賀市中学校駅伝競走大会のご報告させていただきます。

横須賀市中学校駅伝競走大会は、横須賀市中学校総合体育大会の締めくくりの大会として開催しており、今回で男子は65回目、女子は31回目となります。また、県立観音崎公園内コースから国道16号線馬堀海岸区間コースに移してから、今年で7年目になります。大会は予定どおり10月18日（土）に、市内の全公立中学校23校に横須賀学院中学校を加えまして、男女各24校の参加で行いました。当日は、好天に恵まれ、407名の選手をはじめ約5,500名の来会者が沿道を埋め尽くし、各学校名を書いたのぼり旗も多数並んで大変な盛り上がりの中、浦賀警察署や地元町内会等のご協力をいただきながら大会を開催することができました。

結果につきましては、6位までに入賞した学校を記載しておりますが、ご覧のとおりでございます。

なお、女子上位3校、男子上位4校については、11月8日（土）に横浜八景島の公園周回コースで開催されます神奈川県中学校駅伝競走大会に出場いたします。更に県大会での優勝チームは全国大会の、上位4校は関東大会への出場権を得ることになります。

中学校駅伝競走大会の結果については以上でございます。

続きまして、報告事項（６）市立ろう学校の全国大会結果についてご報告させていただきます。

9月26日から28日まで岩手県北上市の北上総合運動公園陸上競技場で行われました全国聾学校陸上競技大会に、ろう学校の下谷恵里香さんが出場いたしました。

下谷さんは昨年引き続き2年連続の出場となり、一部女子走高跳で1m15を記録し、2位入賞を果たされました。

市立ろう学校の全国大会結果報告については、以上でございます。

（質問なし）

報告事項（７）『市立図書館の在り方検討について』

（中央図書館長）

報告事項（７）、市立図書館の在り方検討について、今年度より、検討を開始いたしましたので、その背景や検討状況、今後の検討の進め方についてご説明いたします。

まず、検討を開始した背景ですが、全国の公共図書館においては、社会環境の変化や市民ニーズの多様化から、これまでの貸し出し・閲覧を中心とした図書館サービスだけでなく、市民の課題解決に図書館資料を活用していく新たなサービスが求められているという状況があります。

他都市においては、これからの図書館の在り方を検討し、今後の図書館サービスの方向性を公表したり、また、先進的な取り組みを行っている自治体もあります。

横須賀市立図書館においても、サービス向上についての市民意見は多く、寄せられたご意見に対しては、出来るところから取り組んでおりますが、今後は、本市図書館のあるべき姿を考え、サービスの方向性を検討していきたいと思えます。

現在行っている検討は、市立図書館職員によるもので、今年４月に中央・児童・北・南の４図書館職員で構成する検討チームを発足し、毎月１～２回の検討会を行っています。

検討の進捗状況ですが、他都市の取り組みの情報収集を行いながら、横須賀市立図書館にあるべき機能やサービスについて、まず図書館職員が自ら考え、現状の課題を洗い出しているところです。

今後の検討の進め方についてですが、今年度は図書館内での検討を行い、２７年度には関係部局職員による庁内検討会を行いたいと考えております。

教育委員会へは今後も、必要に応じて報告させていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

以上で、報告事項（７）、市立図書館の在り方検討についての説明を終わらせていただきます。

（森武委員）

２点あるのですが、１点目は質問というか、これに対する意見なのですが、図書館の環境というのは変わっているんで、こういう検討をされるということは非常に良いことだと思うので、ぜひ進めていただければと思えます。そこで３番の今後の進め方なのですけれども、今回、来年度全庁的なということで、これは教育委員会、図書館の中だけではなくて、恐らく市長部局の関係部局も入って、庁内の検討会を開催されるということを書かれているのだと思うのですけれども、この位置づけとしては、より何か改革的なことも視野に入れて、こういう検討会を開かれるために市長部局が入っておられるのか、そのあたり

についての何か情報をお持ちでしたら教えてください。

(中央図書館長)

平成27年度の庁内検討については、今のところまだ検討の内容がどういう方向にいくかというのは決まっておりませんので、具体的には決めておりませんが、ただ、いろいろ施設の問題ですとか人の問題ですとかということになったときには、やはり教育委員会内だけでは賄い切れない、検討し切れないのではないかと懸念がございまして、今、全庁の庁内検討へということを経野に入れて進めていきたいと思っているところです。

(森武委員)

内容はこれから検討されるということでわかったのですが、当然まとめた報告書をこの場で報告していただくということは重要だと思うのですが、例えば大きく運営方法が変わるとか、そういうような方向性が出てきた場合は、途中でも報告いただければと思うので、よろしくお願いいたします。

(中央図書館長)

そのようにさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(三浦委員)

今の森武委員のご意見の続きなのですが、要するに現在の検討されているメンバーでの報告というのは出していただけますか。

(中央図書館長)

今年度中は市立図書館の職員で検討を行う予定です。これがまとまった時点で教育委員会へご報告させていただきたいと思います。

(三浦委員)

よろしくお願いいたします。ある日突然、別の部局の合同の意見がぽつと出てくると困りますので、よろしくお願いいたします。

(齋藤委員長)

今、ほかのお二人の委員から出ましたように、できるだけ途中経過とかも細かく教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

報告事項（８）『博物館運営改革プロジェクトチームにおける検討結果について』

（博物館運営課長）

それでは、「博物館運営改革プロジェクトチームにおける検討結果について」ご報告いたします。

このプロジェクトチームは、平成24年1月に博物館の運営会議等について検討するため、庁内組織で設置いたしました。

設置構成は、1枚めくっていただきますと名簿がございます。市長部局ほか教育委員会事務局、事務官、課長級職員より構成し、下部組織として係長級職員による作業部会を設置いたしました。

活動経過といたしましては、平成24年1月から平成25年3月まで、プロジェクトチームの会議を4回、作業部会を4回開催し、博物館の運営改革を検討し、取りまとめをいたしました。

まとめました内容が、2枚おめくりいただいて別紙1として、博物館運営改革基本方針案という形で取りまとめをいたしました。その中で、中段の2、目指す方向性として、特色ある博物館、楽しく学べる博物館、市民に役立つ博物館という基本コンセプトをまとめ、2ページ目から3ページ目に、基本コンセプト具体化の方向性として、横須賀を特徴づける展示、情報コーナーの新設、ホームページのリニューアル、教育普及活動の充実、市民の意見を取り入れる仕組みづくりという5件にまとめました。

検討結果として、これらの検討結果の具体的な方向性を、横須賀市実施計画、平成26年から29年度、4カ年の実施計画に位置づけるよう努めましたが、結果的にその中には位置づけられませんでした。もう一つ別紙2としてつけさせていただきました横須賀市教育振興基本計画第2期実施計画、平成26年から29年度、4カ年の計画でございますが、その中に運営改革案として検討した内容を事業の中に盛り込みました。

特に、別紙としてつけさせていただきました抜粋、表紙をおめくりいただいて、実際の計画書の中では75ページのところでございますが、その上段の四角の囲みの中に、2行目に記載しております、横須賀の近代史と三浦半島の海と海辺の自然を特色とした博物館、楽しく学べる博物館を目指しますというふうに記載いたしました。

また、75ページ下段の囲みの中にございます近代歴史資料の調査と保存活用ということで、近代の部分に重点を置いた取り組みをしていこうという形で位置づけました。

また、この実施計画、一番下段になりますが、近代歴史資料の特別展示、常

設展示の更新、講座などによる活用を掲げ、特に力を入れていきたいと考えております。

また、そのほか、協議いたしました内容についても、この抜粋の75ページから77ページまでの間に、8事業としてまとめて位置づけをいたしました。

また、基本方針の具体的な方向性の中で、3ページの上段にありますホームページのリニューアルにつきましては、実施計画の中ではなく、その前年の25年度に予算化できたことにより、25年度末、平成26年3月にホームページをリニューアルして、現在運用しているところでございます。

ただし、この3ページに書いてある協議した内容の中で、実物を見たいという気持ちを喚起する学芸員や学芸活動の紹介記事の充実などについては、まだ趣旨が十分ではないかと思っておりますので、全体のホームページの枠としてはとってございますので、内容を今後一層充実していきたいと思っております。

また、同じ3ページの下段、5番にあります市民の意見を取り入れる仕組みづくり、これにつきましても、実施計画の中には記載してございませんが、現在、館内で市民の意見を聞くアンケートについての検討や、また博物館評価委員会の設置を検討するため、その前段として博物館として自己評価を実施しているということで、現在検討しているところでございます。

以上で、「博物館運営改革プロジェクトチームにおける検討結果について」の報告を終わらせていただきます。

(荒川委員)

3ページにあります学校教育との連携というところでは、とてもいい内容の項目が出ていますと思いますが、この中で4番目、出張博物館や移動博物館の開発というところが、具体的にどんなことを考えられていて、もう実際にやられているのかとか、そういったところをお聞きできればありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

(博物館運営課長)

この部分につきましては、学校教育との連携全体については、毎年12月から1月にかけて、翌年度の学校教育への支援についてということで取りまとめたものを学校にお配りするとともに、新しい事業を加えた場合には、市立学校長会で説明させていただいております。

今ご質問にありました出張博物館、移動博物館でございますけれども、これは学校に貸し出せるものとか、学芸員がお邪魔して授業の補助のような形とするものを考えておまして、移動博物館というほどちょっと大きなものではございませんけれども、現在自然系のほうで、自然系の資料を貸し出しできるも

のを、リストという形じゃなくて、セットをつくりまして、地学系とか生物系の貸し出しセットをつくりまして、それを来年度に向けてお知らせしていこうと思っています。

また、出張博物館ということに関しましては、今の段階では、学校からのご希望に応じて学芸員と相談をしていただいて、授業の補助なり授業とは別のこまという形で、学芸員がお邪魔して説明をさせていただいております。

具体的には、最近あったところでは、海に近い学校というところで馬堀小学校からの要請に応じて、海の生物についての説明を学芸員がお邪魔してやったり、また、先日は大津小学校、地層の見学ということで、現地に学芸員がお邪魔して地層の説明をして、児童からの質問を受けたりというようなことをやっております。

(森武委員)

3 ページ以降の基本方針案について、そもそものところをお伺いしたいのですが、すけれども、これプロジェクトチームをつくられて案をつくられたということなのですから、これは現状でも案という状態でとまっているのか、それともこれがプロジェクトチームでもう結論が出た、今は案はとれているのか、あるいはそれはどこかで審議をしたら案がとれるのかとか、そういうところをご説明いただけますでしょうか。

(博物館運営課長)

1 番に記載しております横須賀を特徴づける展示というのは、具体化としては、常設展示のリニューアルを視野に入れた記載であったんですけれども、この部分が横須賀市全体の実施計画に位置づけられませんでしたので、その理由は、現在、市全体で検討されている軍港資料館の方向性が出てからというようなことで、保留になっておりますので、この基本方針の案自体も現在のところは保留という形にしていますが、ただ協議した内容については、横須賀市教育振興基本計画の実施計画にできるだけ入れ込むような形で、意見の反映はさせていただいております。

(森武委員)

細かいことになるのかのしれないのですけれども、例えば1 ページの表紙のところに書いてある、2 番の活動計画で、博物館の運営改革案を検討して取りまとめたということで書かれているので、取りまとめたのであれば、これはもう基本方針、確かに横須賀市の基本方針に載らなかったから実現できなかったのかもしれないけれども、改革運営基本方針となっているのか、あるいはそれ

がもう一部、これが実現できないことがわかったので案のままでとめたという、取りまとめ途中で終わっているのかという、そこをはっきりさせないと、皆さんが誤解すると思うのですけれども、そのあたりはどういう位置づけで考えられている感じでしょうか。

（博物館運営課長）

プロジェクトチームとしてはまとめたわけですが、教育委員会にもお諮りしていないということで、教育委員会の方針として取りまとめるという形にはならなかったということで、案という形でとめさせていただいているというところでございます。

（森武委員）

しつこいようですが、そうすると、今回この案を出されて、もうでもこの案のままなのだけれども、こういうことをしていましたということを、今回改めてご報告いただいたということで、この報告をもって例えば了承して、そうすると案でなくなるとか、そういう位置づけではないという理解でよろしいわけでしょうか。

（博物館運営課長）

現段階では案のままで、先ほど申し上げました軍港資料館の方向性が見えた時点で、この案を基本方針に変えるような検討も再度、もう一度練り直してやっていきたいと考えております。

（齋藤委員長）

先ほどの中央図書館長にもお願いしたのですが、こういう何か検討をしていらっしゃる時は、できるだけ途中経過を教育委員会のほうに、我々のほうにも出していただけるように、よろしくお願いいたします。

（博物館運営課長）

今後はそのようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

（三浦委員）

軍港博物館といいますか、それはそれで一つの分野ですよね。案の中にあるのは、かなりそれとは直接関係ないことがいっぱいありますよね。それは逆にどんどん実現していったほうが私はいいように見えるのですが、かなりいい案も入っていますので、いかがでしょうか。

(博物館運営課長)

先ほどもおっしゃられましたように、協議した内容は一部、実施計画に位置づけられなかったということがございますけれども、その他協議した内容、ここでプロジェクトチームが取りまとめた内容は、できるだけ現在の教育振興基本計画に位置づけ、実施していくように努めていきたいと思っています。

(森武委員)

そういう意味では、何かこの中身について1点お願いというか、させていただきますと、この基本方針案の2ページのところにある、横須賀を特徴づける展示ということで、近代史のお話とか、あるいは自然の話というのは今取り上げられましたけれども、その間の段落にありますジェットエンジンからオートマチック車など横須賀ゆかりの技術ということで、これ近代よりもさらに、もう現代に近いような部分だと思いますが、そこについてはまだなかなかちょっと、横須賀市の教育振興基本計画にもなかなか盛り込まれていないようにも見えますので、そのあたりについてもいい視点で検討されていると思うので、ぜひ位置づける必要があれば何らかの計画に位置づけて、実施できるのであればそのまま実施の計画をとと思いますが、そのあたり現状どうなっているかと、今後の見通しがあれば教えてください。

(博物館運営課長)

この部分につきましては、近代の部分ですが、横須賀航空隊の技術、それに関連した企業や工場などで培われた技術が戦後も、ここに書いてあります新幹線などに結びついているもので、大規模な展示更新ができなくても、何か小さな形で、市民の皆様に展示やそのほかの形でお伝えできるような工夫をしていきたいと思っています。

(森武委員)

あわせてなのですけれども、そのカテゴリーで言いますと、例えば横須賀にある企業で、例えばビデオ関係の技術とか、あるいは昔の電電公社時代からN T Tの研究所なんかというのは、やっぱり横須賀発祥の、現在いろんなものに使われている技術というのが多くあると思いますので、そういうものも含めて、余り経費がかかる計画は難しいのかもしれませんが、紹介していくということは重要だと思いますので、それもあわせてご検討いただければと思います。

(博物館運営課長)

複数の学芸員の研究が幕末から近代に重点が置かれておりましたが、今、森武委員がおっしゃられるように、戦後の技術の開発の横須賀がリードしてきている部分もありますので、そのような調査・研究もあわせて進められるように努めていきたいと思います。

報告事項（９）『横須賀美術館の在り方について（答申）』

(美術館運営課長)

それでは、「横須賀美術館の在り方についての答申について」報告いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料「報告事項９」をご覧ください。

この答申につきましては、今年の８月28日付けで、教育委員会が諮問した「横須賀美術館の在り方について」、諮問を受けた社会教育委員会議より、10月22日付けで、答申として提出されたものです。

答申の概要を説明させていただきます。１枚おめくりいただいて、目次をご覧ください。答申は、「はじめに」に始まり、「１ 横須賀美術館の現状と課題」、「２ 横須賀美術館の在り方」、「３ 横須賀美術館の在り方への意見」のほか、ここに記載の通り、構成されています。

次に、２ページをご覧ください。「１ 横須賀美術館の現状と課題」について、「（１）現状」には、美術館の現状として、４点が示されており、優れたロケーションに立地していること、博物館法に基づく美術館としての事業を学芸員が実施し、美術館の信用と質を保持していること、観覧者数がここ数年横ばいであること、また、上から４点目に、全国の美術館の状況として、館数、入館者数ともに増加傾向にあること、博物館全体にかかる経費に関しては、年々減少していること、２ページ下段の２つの表は、これを示すデータが参考として掲載されています。

３ページには、美術館の課題として、コストパフォーマンスの向上が課題となっていること、多角的な事業展開が必要なこと、柔軟な事業計画が必要であること、教育委員会所管では限界であることなどの、４つの課題が記載されています。

次に、４ページをご覧ください。「２ 横須賀美術館の在り方」について、今年の８月15日付けで、「美術館運営改革プロジェクトチーム」から、横須賀美術館の在り方についてまとめた中間報告書が教育委員会に提出されたことについて、プロジェクトチームでの検討や取り組み、中間報告書にある「今後の

美術館の方向性について」など、4ページから6ページまでに記載されています。

この中間報告書の内容につきましては、8月22日の教育委員会会議で説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

次に、7ページをご覧ください。「3 横須賀美術館の在り方への意見」について、中間報告書では、今後の美術館の方向性として、美術館を市長部局へ移管する必要があるとしており、この市長部局への移管について、諮問にある2つの検討事項を中心に審議が進められました。

一つ目の検討事項である7ページ中段に記載の、「(1) 横須賀美術館をあえて市長部局へ移管しなくとも、今まで通り、教育委員会の所管のままで施設の有効活用を図ることができるのではないか」について、検討した結果、「①教育委員会のままで良いのではないかという意見」、これとは反対に、「②市長部局へ移管することも必要ではないかという意見」、また「③移管するならば教育的機能を担保することが条件という意見」の3つの見解があり、この3つの見解ごとに、会議での各委員からの意見が記載されています。

7ページの中段の「①教育委員会のままで良いのではないかという意見」としては、(ア) 教育施設としての美術館の役割の必要性、(イ) 移管しなくとも連携ができるのではないか、

続けて、8ページをご覧ください。(ウ) 移管しても何も変わらないのではないか、(エ) 立地やロケーションを教育的部分で活用できないか、の4点について、意見が記載されています。

次に、8ページ中段の「②市長部局へ移管することも必要ではないかという意見」としては、(ア) 立地やロケーションを活用し、集客力を高める必要性、(イ) 行政組織を横断的に活用できる有効性、(ウ) 教育委員会での限界、(エ) 柔軟な美術館へ転換、の4点について、意見が記載されています。

9ページには、「③移管するならば教育的機能を担保することが条件という意見」として、(ア) 博物館法の基本概念から外れないこと、(イ) 学芸員の調査・研究活動を担保すること、(ウ) 教育の考えを担保すること、(エ) 教育や文化行政とのつながりを深めていくこと、の4点について、意見が記載されています。

そして、一つ目の検討事項である(1)の結論として、市民に愛される、市民に身近な美術館であるべきとの方向性や、美術館の持つポテンシャルの有効活用、移管されたとしても、教育的側面は担保するべきであること、また一方で、教育委員会のままで良いのではないかとの意見が、9ページ下段から、次の10ページ中段までに、5点にまとめられています。

10ページの中段をご覧ください。2つめの検討事項である「(2) 市長部局

へ移管した場合、教育目的とする事業はどの程度、確保されるべきか、また確保するためのしっかりしたとした仕組みが必要なのではないか」について、「①教育を目的とする事業はどの程度か」、「②教育を目的とする事業を確保するための仕組み」、の2つの他、仕組みについての対応策などについて、各委員からの意見が記載されています。

11ページをご覧ください。教育を目的とする事業を確保するための仕組みについての対応策として、（ア）博物館法の基本概念から外れないこと、（イ）学芸員の調査・研究活動を担保すること、（ウ）教育の考えを担保すること、（エ）教育や文化行政とのつながりを深めていくこと、の4点について、意見が記載されています。

12ページをご覧ください。「移管するならば教育的機能を担保することが条件」以外への意見として、（ア）総合教育会議での教育委員の関与、（イ）社会教育委員会会議における事業報告について、意見があったことが記載されています。12ページの下段には、二つ目の検討事項である（2）の結論として、移管したとしても、教育普及活動は継続すべきであること、教育的機能を確保するための仕組みとして、美術館条例などを改正し、教育施設としての位置付けと役割を明記することなどの意見が、2点にまとめられています。

そして、13ページをご覧ください。ここに、これまでの検討結果がまとめられています。「（3）まとめ」を読ませていただきます。従来から、美術館が果たしてきたコンセプトや役割、機能、教育機関との関わりは保ちながら、さらに市民がより身近に感じ、愛される美術館づくりを進めていく必要がある。そのためには、まだ美術館が十分に活かしきれていないポテンシャル（潜在性）を可能な限り引き出していくことが重要である。このため、より横断的な取り組みが可能な組織のもとで、柔軟な活動を行うことが十分に期待できる市長部局（政策推進部）へ移管することも選択肢として必要ではないかと考える。但し、移管後も教育的機能を担保することが条件である。そのためには、美術館条例に教育を目的とする事業や学芸員について、また関連する条例に教育を目的とする事業を確保するための仕組み等を明記する条例改正が必要ではないかと考える。また、課題であった経費面についても、市長部局に移管により、集客やコストパフォーマンスの向上に努力するものとする。市長部局に移管し、一定期間経過後、市民の声も取り入れながら、移管の成果の有無を評価・検証し、改めて美術館の所管の在り方を見直す機会を設けることも必要である。なお、美術館の市長部局への移管の検討にあたっては、社会教育施設の美術館として培ってきた教育的機能が大きく、従来どおり教育委員会のもとで、引き続き美術館を運営していくことを求める意見も最後まであった。（付帯意見として）学芸員が美術館の中だけで活動するのでは、幅広い仕事ができないため、

あまり縛られずに活動できるようにして欲しい。そして、そのための配慮も必要である。

14ページ以降は、「おわりに」「用語解説」、会議で使用了資料のうち、「博物館の制度的分類」「横須賀市機構図」、それから資料として「諮問文」「委員名簿」「審議経過」が添付されておりますので、後ほどご覧ください。

この答申を受けて、教育委員会としては、美術館を市長部局に移管するため、必要となる美術館条例のほか、関連する条例を改正していきたいと考えています。

つきましては、来月の教育委員会会議に、条例改正を議案として上程したいと考えます。

以上で、報告を終わります。

(森武委員)

何点か質問をさせていただきたいと思うのですが、まずは社会教育委員会会議の答申について、例えば14ページの終わりのところの答申自体に書かれていますけれども、2カ月という短い時間で内容の濃い議論をしていただいて、問題点等をきっちりと答申としてまとめていただいたのではないかと思います。まずは社会教育会議の答申について感謝したいと思います。

それで、7ページ以降が、今回の社会教育会議の議論による答申の中身ということで理解して良いと思うのですが、例えば1項目、そもそも諮問にあった、美術館はあえて市長部局へ移管しなくとも、今までどおり教育委員会の所管のままで、施設の有効活動を図ることではないのですかという注文に対して、いろいろな意見があったということで提起されているということで、①から③があると思うのですが、①というのは多分わかりやすく、今のままでいいんじゃないかということは、移管する必要がないという意見があり、その理由が書かれている。

そこから先がちょっと気になるのですが、②のところ、例えば市長部局へ移管することも必要ではないかという意見ということで、これは移管することが必要ではないかという意見ではなくされていると、この表題の「も」なのか「が」なのかの違いというのは、結構大きいのかなという気がしています。

それでそのあたり、そもそも、それであと移管するとすればということで、今度は移管することになったとすればということで、③の意見があるという形になるのですが、今後、今、最後の説明のところでは移管を前提とした条例改正案を来月中にしたいということですが、我々教育委員の委員としては、今まで少なくともニュートラルというか、中立な立場で今検討している段階だと思います。それで、その中で社会教育委員会会議からこういう両論併

記というか、むしろそもそもいいのではないかというところから、もし移管するのであればというところがついているという条件の中で、どうやって今後検討していけばいいかというふうに思うのですけれども、そのあたり今後、今の案でいくと、1カ月で結論を出さないといけないということなのですから、そこについてはもう何が何でも1カ月で結論を出せという理解でよろしいのでしょうか。

（美術館運営課長）

何が何でもと言いますより、こういう答申をいただきまして、内容として従来からの路線での議論がなされてきたのかなと思っていますので、教育機関のままでもいいというご意見も確かにありました。

一方で、市長部局に移管するという期待値と言いますか、そういうご意見もありましたので、その方向でどういう形ができるのかという案をつくって、ここまでしてきましたので、そういう案を具体的に1カ月、まずは示させていただければというふうに思います。

（森武委員）

皆さんもご意見あると思うので、私もう一点だけ質問という形でさせていただきたいのですけれども、移管をする期待値というお話は、実はこの諮問を出すあたりから、教育委員会の懇談の場でいろいろお話は説明を受けているつもりです。

それで、その中で期待値という言葉はよく理解はしているのですけれども、その期待値の中身について具体的なものが出てこないのも、我々というか、少なくとも私自身としては少し、どう判断していいか正直迷っているところがあるという状況です。

その中で、この諮問をされてこの答申を見ても、やはりその部分がはっきりしないので、両論併記というか、もちろん諮問の内容がそういう内容でしたから、答申もいろんな意見が載っているということで、移管するとすれば条例改正をする、するとすれば11月に出すというのはよくわかるのですけれども、そもそも移管が必要だという理由みたいなものはもう少し、今までのプロジェクトチームの抽象的な期待値だけではなくて、もう少し何か出せるというものはあるのでしょうか。

（美術館運営課長）

以前から説明させていただいておりましたが、教育委員会でやるべきことはやってきたかなと思います。ただ、さまざまな課題の中で、それ以上の活用とい

うことであれば、一つの方向性として、教育委員会の中だけでなく、市長部局であればさまざまなネットワークがあり、新しい分野のネットワークもあり、そういう部分での期待値があるのではないかということで、説明させていただきました。

そこにつきましては、なかなか今のところお示しできておりませんが、この1カ月、議会の説明をさせていただく中で、市長部局との打ち合わせをしているところではありますけれども、むしろお示しできるものがあれば、そこは示していきたいと思います。

ただ、それこそそういうものがあれば、既に教育委員会としてはやってきたと思いますので、それはむしろやはり結果として移管してみないとわからない部分があるというのは仕方ないことなのかなと思っています。

(三浦委員)

8ページの市長部局へ移管することも必要ではないかという意見の（ウ）なのですけれども、教育委員会での限界、これ固定化した美術館の考えを教育委員会内にあるから崩せないということであればということは、教育委員会側が崩されていませんと言っているわけですね。

前々から何回もお話ししていますけれども、なぜ崩せないのか、そこが、自分たちが崩せないから市長部局に渡せば崩してもらえると、こういうご意見ですよね、これは。それで柔軟な美術館への転換も、だからできませんという、そういう意見が一番下にあって、そこから全部積み重なっているように見えてしょうがないのですけれども、それはなぜ委員会内では崩せないのか、その辺についてももし何かございましたら、お教えいただきたいのですけれども。

(美術館運営課長)

ここでの表記は、社会教育委員会議での委員のご意見をまとめたものでございます。事務局側として説明した部分は確かにあると思いますが、表現として崩せないという表現になっておりますが、実質的にはなかなか教育委員会の組織の中で、教育目的としてやっていくということが大きくある中では、なかなか次の発想ができないというのが現状としてあるのではないかというような説明でございます。柔軟な美術館に向けての転換ということで、従来よりも年を追って少しずつ変わってきているのではないかなと、内部におりましても実感はしておりますが、ただ、それでも外から見ると、なかなか教育委員会の中での考え方が余り広がっていないと、そういうようなご意見だというふうに思います。

(教育総務部長)

今、課長がお答えしたのに追加させていただきます。

実は平成23年に、このままでいいというわけではないので、やはり改革をして、ここで課題を解決しなくてはいけないということで、プロジェクトチームをつくったのですけれども、美術館の中でもやはり内部努力といいますか、当然しなければいけないのですが、それなりに、今教育委員会の中にある美術館としてどういうことができるのかということを、3年なり4年かけてやってきたのですけれども、やはり目立った効果といいますか、観覧者数もそれほど伸びない、あるいは収支もなかなか上向かないというところがありました。そういったところではやはりなかなかそこから一歩進んだ状況にいかないということ、事務局のほうから説明をさせていただいて、書き方としてはこうということで、やはり美術館は教育委員会の中であっても、少し限界が出ているのではないかという、そういうニュアンスの書き方になったということです。

(齋藤委員長)

私の名前で社会教育委員会議へ諮問させていただいて、さっき森武委員もおっしゃいましたが、本当に忙しい、たった2カ月しかないところで大変ご苦勞をおかけして、とても真摯なご答申をいただいたというふうに、私自身も大変感謝しております。

この報告書を読ませていただきまして、まず、社会教育委員会議がこういう美術館を目指すべきである、それを踏まえてくださいというふうに我々に要請されていることは、極めて妥当、そのとおりだと思います。

諮問としての1番目として挙げました、そもそも移管しなければいけないのかどうか、現状通り教育委員会に置いておいてはいけないのかということは、今、課長、それから部長からもお返事をいただいたのですが、我々も前からそういうことは伺いつつ、でも何かそれでもまだ連携をするということ、今以上に強化をしたらできるのではないのかということについての明確なご答弁がないということで、我々も、なぜ教育委員会から離さなければいけないのかということが何か納得できないというようなことで、一応諮問させていただいた。それについて社会教育委員会議のほうでも大変真摯に議論させていただいて、やはりこの答申案にもありましたけれども、現状の教育委員会ではできないのかという答えがないとか、それから移管する必要があるという強い理由が不明だというご意見が、やっぱりこの社会教育委員会議のほうでも出ていて、だから我々と同じようなことをお考えなのだなというふうに思いました。

それで結局、私自身としては、諮問にお答えさせていただいて、これだけ真摯にご議論いただいた社会教育委員会議からの答申の趣旨に、我々諮問したほうの側

としては当然応えていかなければいけないと思うのですね。

それで、改めてこの答申を読ませていただいて、まず我々は移管すべきか否かというのがいきなり問題となっているみたいなのですけれども、実は移管すべきか否かというのが最初にある問題ではなくて、社会教育委員会議から要請されている、市民に身近で市民や地域に開かれた美術館という、とにかくそれをどうやって実現するか、その課題についての方向性を考えて、そのためにはどういうやり方が最適なのかという視点で考えていかなければいけないなど。

そうすると、そのためには、社会教育委員会議でも再三指摘されていますけれども、根本的でありながらも、我々の懇談の場でももう何回も何回も何回も繰り返し出ている、とても根本的なだけでも我々からすれば十分な納得できる答えをいただけていない、例えばさっきから出ている、何で教育委員会じゃできないのか、教育委員会内部だけでは限界があるかもしれないけれども、市長部局といわゆる連携を強めるとかいうのはどうなんですかというようなこととか、一応我々も伺っているんですけれども、それがやはり何で教育委員会じゃできないのか、さらに移管した後、いわゆる期待像があるわけですが、やはり我々としては責任がありますので、期待像で、簡単に移管をすることにいいですよというようなことは言いにくいわけで、そうすると、根本的でありながら答えられていない、そういう問題に答えを出さなければ、そもそも移管が必要なのか必要でないのかという判断もできないと思うのですね。

移管がどうしても必要だとか、あるいは移管したほうがいいという具体的な根拠が示されて、我々も、ああなるほど、やっぱり移管したほうが美術館にとっては、市民にとってはそれがいいとなった段階で、そこで教育という要素をどう担保するのかという条例改正とかが、そこで必要になってくるのではないかなと思うので、いきなり1カ月先に条例改正ということは、もう移管するという前提で話が動いてしまうということだと思うので、これは違うのではないかと、私はこの答申を見てからさらにそう思いました。

結局、今さっきの運営課長のご報告で読まれなかった14ページの「終わりに」のところにも書いてあるのですけれども、とにかく十分に我々社会教育委員会議の答申を踏まえて、教育委員会は十分な議論をした上で美術館の在り方を選択してくれというふうに書いてあるので、これを飛ばしていきなり来月条例改正ということは、これは私、諮問した側として、社会教育委員会議の方に顔向けできないと思います。

他の委員の方々はどうお考えかわからないですが、私自身はそのような、いわば諮問した側の立場の人間としてはそういうふうに思いました。

(森武委員)

もう少し具体的な質問というか、根本的な質問をさせていただきたいと思うのですけれども、このプロジェクトチーム、8月に中間報告が出まして移管という方向性を打ち出されたというところは、もちろん懇談等の場で何度もお聞きしているのですけれども、この移管はこの、先ほどの三浦委員の質問にもあったみたいに、教員委員会内部が限界を感じて、もうこのままでは私達は無理だから、移管して市長部局お願いしますというスタンスで移管を今議論しているのか、あるいは総合的に判断したら市長部局のほうがいいから、市長部局のほうから自分らに任せてくれればもっといいことするから、教育委員会が手放してこちらによこしてくださいという向こうからの要請なのかという、その位置づけというのはどういうふうに解釈すればよろしいのでしょうか。

(教育総務部長)

そもそもプロジェクトチームはつくってやったというのは、いろいろ市議会もそうですし、経費の問題とかもいろいろ指摘をされてきたというところでございます。少しでも、市の施設で税金を使っているわけですから、なるべく収支を改善していかなきゃいけないというところも一つあって、それをずっと検討していたのですけれども、なかなかいい結果も得られなかったというところで、今後どういうふうにしていこうかというところをやっていたわけです。そもそも教育委員会でこのままやっても限界があるから、市長部局にお願いしますということは、こちらのほうから出たわけではなくて、市長のほうから、そういったところも一つ方法として、市長部局に持ってきてもっと活用できるのではないかという施設であるという認識を持たれているので、そういったお話があったというところが出発点ではあります。

(森武委員)

そうしますと、例えば今ここで教育委員会内部で、向こうへ行ったらどうなるかということを議論する、もちろん我々はこの場ですから議論しないといけないのですけれども、一方で齋藤委員長の、そもそも移管するものに対してといういろんな根本を考えたときに、受け取るというか、こちらへ移管してくださいと言っている市長部局に任せてもらえば、例えば来年度の事業は、正直もう動いているところがあるから難しいとは思いますが、再来年度以降にこういうことができますよとか、そういうものですね。例えば我々教育委員会あるいはその中で専門にやっている美術館運営課では、そういう企画というのはちょっと自分達ではやっぱり無理だったなというものの、別に具体的なものは要らないのですけれども、ある意味そういう納得させるようなものが出てくる可能性があるのかですね。それが、そこのところだと正直思うのですけれど

ども、それを例えば1カ月以内に示していただければ、先へ進める可能性がないわけではないと思うんですけれども、そこがないまま抽象的な議論のままだと、これ多分時間ばかりがたってしまって、当初我々としてはニュートラルでしたけれども、議会には説明されたのですか、来年の4月に移管するという前提に立つと、もう、来月までだという話も聞いているんですけれども、そこについてもう時間が来てしまうのではないかなと思うんですけれども、そのあたりというのは何か、市長部局にお願いをすれば、そういうもう少し具体的な材料が出てくる可能性というのはあるのでしょうか。

（教育総務部長）

まだ市長部局の政策推進部とあまり詰め切れていないので、伝えられていない部分があるので、ちょっと何とも言えないんですけれども、プロジェクトチームの中では、政策推進部の各課長がメンバーになっていますので、その中ではいろんな、こんなことができるのではいかというのは、会議の中では出てきてはいます。それが実際に実現に至るのかどうかはちょっとわかりませんが、この中の話の中では、例えば横須賀には有名な仏像があるのですが、そういう展覧会だったりとかみたいな話もあるので、政策推進部の中の課長のほうからは声が上がったりはしていましたけれども、当然そこにはこちらの今の美術館の学芸員からするとなかなか非常に難しいというか、取り扱いが難しいというところで、今はできないのではないかなというところが出てきています。

ちょっとそれは一例なんですけれども、そういったところで、もう少し具体的に何か市長部局に行ったときに、政策推進部が、こういったものが我々のところに来ればできるのではないかなというところが出てくればと思うんですけれども、まだそこも具体的な話にまでは至っていないという状況でございます。

（森武委員）

例えば今の一例でも構わないんですけれども、一例のときに、例えば今の美術館の学芸員は、取り扱いの問題とかで責任が持てないから難しいのではいかと言っているような、それは多分市長部局に行っても、難しいものは難しいと思います。それはどういう議論になっているかというところが実は知りたくて、市長部局に行ったからできること、市長部局でないとできないことというものなのか、アイデアは確かにいろんなアイデアは出てくるとは思うんですけれども、それを実際美術館の中で展示をして、企画としてやっていこうと思ったときに、やっぱり学芸員の方というのは専門の職をずっと続けられている方ですから、その方たちが単に自分達が思いつかなかったということであれば、

それはどんどん取り入れればいいと思うんですけれども、そうじゃなくて、こういう問題があるのではないかというのは答えないと、実際それはこういったからってできるわけではないと思うので、そのあたりというのはもう少し具体的な話というのはできるのですか。それとも、どうなのかな、要はアイデアベースで、市長部局に言えば新しいことができますよということであれば、確かに可能性が広がる。その可能性がもう少し具体的に見えてくれば、移管するメリットというのがはっきりと見えてくると思うのですけれども、今のところそこが余りにも抽象的過ぎて、具体論になると、何か少しトーンが下がってしまうというところですよ。

その中で、例えばお金の問題も一部指摘されているとか、それも解決していないといけないといったときに、じゃ、市長部局に移管したときに、市長部局としては、教育委員会じゃまだなかなか手ぬるいから、もう少し我々がこうやってやればお客様をどれだけふやせますよというようなプランを、具体的にお持ちなのかとか、あるいはコストはこれだけ下がりますよ、あるいは収入がふえることによって収支はもっと改善しますよという、何かプランというのはお持ちなのかというところをちょっとお伺いしたいのですけれども、このあたりはどうなのですか。

(教育総務部長)

先ほどもちょっと説明をさせていただいたのですけれども、まだその具体の案というのが、具体のアイデアをというようなところのすり合わせとか、そういうことはまだしていないのですけれども、多分、今教育委員会の中にあって、そこで守られている学芸員がそれぞれ専門というか、自分が研究している部分がありますから、その部分以外のところでそういう方法で、こういった方面の展覧会とかというところを違うネットワークで引っ張ってくれて、そこで学芸員が勉強しながらというところがあれば、それは相当いいとは思いますが、それを今どういうところだということはなかなかこちらとしても考えられないので、市長部局のほうとはすり合わせをさせていただく必要があるかなと思います。そうしないと、やはり具体的なものが出てこないで、なかなかできないのではないかと思います。

(青木委員)

まず、事務局をお預かりさせていただく立場として発言をさせていただければ、この答申に基づいて十分な論議というのは当然でもありますけれども、まとめの前段、最初の段落に書いてあります、まだ美術館が十分に生かし切れていないポテンシャルを可能な限り引き出していくことが重要である。その次

の段で、柔軟な活動を行うことが十分に期待できる市長部局へ移管することも選択肢として必要ではないか。可能性を求めているだけかもしれませんが、そういう選択肢も必要ではないかという意見も、私は事務局側として柔軟に捉えていきたいと思っているし、その選択肢として、必要なものに対しての条件整備として何が提示できるかということは、業務としてやらせていただければありがたいというふうに思っております。

それと、白旗を上げるとかという、懇談の間では、話が言葉として出てまいりましたけれども、私も自分の前歴で考えますと、私が預かっている事務局170人の職員の能力とか、そういう問題は別にしましても、市長事務局には2,500人の一般職員がいます。18部局があるわけですので、そこで持っているいろいろなアイデアをこの美術館に生かすということであれば、170人の職員が知恵を出し合うよりは、2,500人の職員が出すほうが可能性は高いというふうに思っておりますし、可能性を追求したいという施設の設置者たる市長側がこの設置以来、教育委員会に任せていた、失敗はしていませんけれども、もっとポテンシャルを引き出せることができるのではないかという設置者の意見については、私はその可能性にかけたいというふうに思いますし、もし引き継がせろということになるとすれば、それは十分な、ここで社会教育委員、あるいは教育委員会の委員さんが言うべきもの、担保すべきものは、きっと担保した条例の整備とかをして検討していきたいというふうに思っています。

(森武委員)

今、教育長からお言葉がありましたけれども、私のほうで一番気になっているのは、例えばまとめの、今まさに引用されたポテンシャルを可能な限り引き出していくといったときに、ではそもそも横須賀美術館のポテンシャル、要は今引き出されていないポテンシャルというのは、具体的に言うとうどういうことですよというところが、我々には一切提示されていない。要はポテンシャル、能力としてはあそこの立地でああいう状況の広さ、ああいう面積、あるいは所蔵美術展を持ったときに、例えば今10万人の観覧者があるという、それが横ばい状態だという話だけれども、ポテンシャルは15万人あるのですよということが示されて、その5万人を教育委員会が持っている限りは、いつまでも10万で15万にできないでしょうというお話であれば、それについては本当に15万人にできるのであれば、やっぱり我々は幾ら頑張っても無理だなという議論になってくると思うのですけれども、そのポテンシャルを何か潜在力がある、ポテンシャルイコール潜在力でもないと思いますけれども、今表に出ていない能力ですよね。それが幾らかぐらいかという評価、それは別に何%の誤差におさまれといっている議論じゃないのですけれども、でも全く数値が出ないとか、物が出

ないまま、ポテンシャルを生かし切っていないでしょうという議論で、ああそうですねという話にならないのではないですかという、そこがもう何か全ての根本のような気がするのですけれども、その例えばポテンシャルについて、それはポテンシャルというのが集客数の問題なのか、あるいはそうやって人を呼ぶことによって収入が増えますので、経費がそれほど増えないのであれば、収支が余計改善するということですよ。

ですからそのあたり、人数でもお金でもいいのですけれども、まだこれぐらいは生かしていないでしょうというあらあらでもいいので、何かがもう少し提示されると、我々それに対して、このまま頑張っていって我々の中でできるのか、いや、それは無理ですよという議論ができると思うのですけれども、そのあたりというのは示されることというのはないのでしょうか。

(美術館運営課長)

確かに委員のおっしゃるとおりポテンシャル、具体的にといいますか、もう少し数値的なもので示せというお話、ごもっともかなという気もいたします。ただ、なかなかこれまでの経験の中で考えてきている部分で、これからどういう可能性がというところを考えたとき、広がりがありますので、それを具体的に試してやっているわけではまだありませんので、なかなかちょっと言い切れないことがありましたので、今までお示ししていないということですが、この先の方向性を示していくに当たってそういう部分、次回までになるかどうか分かりませんが、もう一回ちょっとその部分で、過去の経験を踏まえて、これからそのポテンシャルという部分をもう一回見直したほうがいい、こういう部分で可能性の数字がもし示せるのであればお示ししてみたいと思います。

(齋藤委員長)

結局、我々は今あれだけの立派な美術館をお預かりしている、我々が今、教育委員会が所管している、そういう立場にある者として、やはりあの美術館を、例えば市長部局に移管することも選択肢としてあるということは、十分我々もちろん認識しているわけで、我々がずっと抱え込みますということではないんですが、移管するということにもしなった場合に、いわば今まで所管していた立場の者として、市民の方々にこういう理由だから、もう我々は教員委員会です、今までどおりお預かりしているより、市長部局にお渡ししたほうが確実にいいという、何か我々としての理解が得られたので移管しましたという、ちゃんと市民の方に納得していただけるご説明ができなければ、それは我々の責任を果たしたことはないと思うので、それが説明できるような根拠がいただき

たいというのが、恐らく今、他の委員さんからも出ていることで、私も思うのですが、そういうことだにご理解いただければ。

（美術館運営課長）

ご指摘をいろいろいただきましたけれども、こういう答申をいただきましたので、それを踏まえまして、またほかのことについて、内部でも検討しまして、もう一度説明させていただければと思っております。

（三浦委員）

ちょっともとに戻るのですけれども、答申の中の4ページのプロジェクトチームでの検討取り組みの中に、ちょうど中段なのですけれども、美術館の信用を失いかねない課題があったものの、試行結果から、美術館には集客や都市イメージの向上に資することができるポテンシャルがあることが再認識できたとありますね。これ、前もそういう説明はいただいているのですけれども、この美術館の信用を失いかねない課題、これが今度市長部局に移行して、博物館法ではない美術館、博物館相当施設になったときに解決できるのかどうか、そういう話が全然出てきていないのですけれども。

それから、年間100日以上開館、この100日以上の縛りの中に、学芸員がきちんと全部設定したものが100日以上あればいいのか、そういう説明が全然ないのですね。要するに、学芸員に相当する職員が博物館相当施設だとすれば必要である。だけれども、学芸員という名称でなくてもいいというお話を伺いましたけれども、そうすると、そういう職員を置いて、それでなおかつこの年間100日以上の開館というのは美術館、博物館法にある美術館としての、同じような意味合いの美術館が100日あればいいのか、その辺ちょっと具体的に、もうちょっとわかりやすく説明していただきたいのですけれども。

（美術館運営課長）

まず、答申4ページの中段にあります、美術館の信用を失いかねない課題ということ、プロジェクトチームの報告書のところにも記載があります。それは平成24年度に行われた特別企画展のことを指しておりまして、その際に試行という形で、市長部局、経済部と一緒に行った試行でございますけれども、その展覧会では美術館の学芸員が関与しなかったということによって、美術館の本来持ち込まれてはいけないようなものがあるかどうかという、そういうチェックがかからなかったというところが課題、それによって、その後も通常の企画展で他の美術館等からは作品をお借りするわけですが、その時に学芸員が関与していないところにお貸しするのはどうだろうか。そういう意味でも信用を

失いかねない課題だということでもあります。

今後、移管していく美術館の方向性としましては、従来の美術館の枠を超えた美術館、5ページのイのところにあります、例えばこういう活動もしていきますということで、都市イメージの向上と、それから改善を図るということで、例えば、サブカルチャーなども検討するとした場合に、やはりそこは以前の24年度の特別企画展での過ちを繰り返さないためには、学芸員がしっかり関与していくということになります。

ご指摘の点は、市長部局に移管することによって学芸員という職が、博物館法では学芸員に相当する職員というふうになるかということです。こちらにつきましては、確かに社会教育委員会議の中でも非常に議論がありました。まず、考えていますのは、現在、登録博物館として横須賀美術館がありますけれども、市長部局に所管が変わった場合は相当施設になるということで、むしろ登録博物館ではなくなるということです。それは博物館法上に、所管は教員委員会という明記があるからです。その場合に、博物館相当施設なのか、あるいは類似施設になるかということですが、そこでは相当施設にするべきだろうという議論を社会教育委員会議でさせていただいています。

施設要件ということですが、現在登録博物館としまして学芸員もおりますし、年間150日以上の開館をして、実際には340日以上開館しているわけですが、相当施設になることによって、ここのレベルをわざわざ下げようという考えは現在も持っておりません。ここでは相当施設として、学芸員に相当する職員を置いてください、100日以上開館してくださいという条件ですので、現時点では国家資格の学芸員資格を持った職員、現在の学芸員を配置させたいという考え、それから開館日数につきましても、最低限100日以上開館しなさいという条件を当然クリアする、現状の開館日数を確保していくということも、社会教育委員会議の中で議論させていただいてございます。

(三浦委員)

先ほど森武委員の質問がありましたが、今の学芸員がとてもできそうもないという点についてですが、企画が、市長部局に行ったらできる可能性がある、ということですね。それはどのようになるからできるようになる、と考えるおられるのでしょうか。例えば学芸員ができないものをできるようにするためには、どこかに、この前と同じように、丸々とばつと預けて企画してもらって、そこに学芸員が入って行って、一緒にディスカッションしながらやるという形を考えておられるのでしょうか。そういう企画が新たに、学芸員が不慣れなことも企画ができて展示ができて、それでなおかつ他の美術館との対応もうまくやっていけるようになると、言っているのでしょうか。その辺をちゃんと

きちんとしていただかないと、ただ向こうは明るいから、明るいほうに行ったらいいですよというだけではいけないと思うのですけれども、その辺はいかがなのでしょうか。要するに博物館相当ということによるメリットとデメリットの問題です。デメリットについては、国の補助が得られないとかそういうのがあるわけですが、メリットについてもうちちょっと明確にお示ししていただきたいと思います。

（美術館運営課長）

まず、博物館の制度的分類の中で言いますと、登録博物館より相当施設のほうが、ここに書いてあります要件が緩いというのが本音だと思います。市長部局に移管した今後の美術館の方向性として、登録博物館じゃなくもっと緩めて相当施設にしたいというふうな考えでの相当施設ではなくて、単純に法的に博物館法の、教育委員会で所管をするということによって登録ではないから、相当施設にしようということでございます。ちなみに、ここに類似施設という制限が全くないというところではありますが、これではその方向性が全然見えなくなってくるので、やはり従来の美術館として行うべき事業もやっていくのが相当施設になるべきであろうという考えであります。

市長部局に移管することでどういうことができるかということの話の中で、相当施設になったからどういうことができるということではないかなというふうに考えております。単純に位置づけとして、博物館法による登録ではなくなるので、相当施設にしようというのがまず一つ。それから、移管した先の市長部局がどういう活動しているかという中では、幾つかの方向性として集客や収益の向上に資する、あるいは改善を図るというような方向性の中で、現在の学芸員の中でもやり得ることがあれば、それはやっていくべきだと思っています。

ただ、こういう方向性になっていった場合には、必ずしも教育という視点だけでなく、もう少しポピュラリティーのあるようなものをやっていくことによって多くの人が親しんでもらえるのであれば、そういうこともやっていく。その提案は館の中だけでなく、先ほどネットワークの話ありましたけれども、そういう外からの情報も得ながら、そういう提案があればそういうものもやり得るのではないかなと。ただ、そのときに、前回の反省を踏まえて、他者が勝手に展示をやっていくということではなくて、そこでは学芸員と提案・企画を持ってきたプロジェクトの綿密な打ち合わせによって開催できるのであれば、現在の美術館の教育的な部分が阻害されるものでなければ、やっていくことができるのではないかということからの提案です。

（森武委員）

登録博物館と博物館相当施設の議論が少し行われていますけれども、例えば少なくとも今、教育委員会の事務局が考えている移管というのは、市長部局の所管になったので相当施設になっているだけで、中身としては登録博物館と同じことをやろうとしているんですよという説明という理解でよろしいとすれば、例えば教育委員会の所管には残すけれども、事務の委任とかという形で、実質的に向こうで業務をやっていただいてということも、場合によっては可能なかなとか、そのときに例えば極端なことはしませんよという担保のために、例えば教育委員会のほうは、事業の計画だけについては少し見させていただくようなものを残すとか、そういうものも可能性としてはあるのかなとは思うのですね。

今のご説明のとおりであるとすれば、それをしたからといって、何の制限を市長部局に与えるものでもなくて、ただ、それこそ登録博物館でも年間150日以上開館していればいいということですから、これ論理的な解釈だけすると、例えば年間の半分は常設展をやっていると、残りの半分は常設展を閉鎖して別の企画をやります、そうすると企画展が2つできますから集客にもよくなるし、そこでお金も取れるのであれば経費が改善しますよという提案って、多分考えようによっては出てくると思うのですね。

経費を抑えるためにそこまでやろうとするための改革かという位置づけなのか、そんなことしないけれども、今よりもネットワークが広がるので市長部局に行ったほうがいいのかということです。そのことによって、そここのところは正直、移管してみないと見えないところに、我々が少し決断できないところがあるので、それは恐らく条例にそんなところまで多分正直書けないと思いますので、移管してしまえばもうあとは移管した先の、当初の移管した目的とかそういう議論を踏まえてやっていただくという、紳士協定でしか正直ないのかなというところがあるので、やっぱり我々が移管に対して早急に判断できないという、今、意思を持っているというのは、そこだと思ふのですね。

ですから、確かに社会教育委員会の方が言っているように、何年後かに見直して、だめだったら戻してくれればいいんじゃないという議論、そんなことが例えば条例で担保できるのであれば、確かに可能性はあると思うのですけれども、そんな条例って恐らくないですよ。そうすると、やっぱりだめだったらだめだったということで、だめだから戻しますよという議論がまた発生して、それで条例改正を提出して、それに議会に認めていただいて戻ってくるということになるので、やっぱりそういう都合のいいというか、そういうなかなか便利な規則ではないから、やっぱりそのときないので、逆にやる時には慎重にならないといけないというのは、少なくとも私の個人的な意見なので、そのあたり、決して否定しているものではないですし、将来像が見えてく

ればむしろ、将来像が見えて、我々教育委員会の所管ではできないということがはっきり認識できれば、それはすばらしいことなのでぜひお願いすると、むしろ向こうからくださいじゃなくて、こちらからお願いしようということになるかもしれないので、ただ、そこは見えないところに、今、議論がちょっと先に進めないところがあるのかなという気がするのです。

正直それがもう1カ月で見えてくるのかというところは、もしかしたらすばらしいのが見えてきて一気に流れが変わるのかもしれませんが、このまま8月から正直そういう話をしていて、特に見えてこないところを見れば、この1カ月で突然見えてくるわけでもないのかなという、正直なところもあるのですけれども、そのあたりの見通しというか、どういう感じで思われているかというところをお答えいただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(教育総務部長)

なかなか我々も4月、今年度に入ってからずっとそのことについて、いろいろ中でも意見を交換しているのですけれども、なかなか具体的なものが出てなくて歯がゆい説明しかできないのですけれども、まず、先ほどの森武委員がおっしゃっていた事務委任については、ちょっとこれは少し考え方の整理をして、法規担当の者に確認をとって、ちょっとそこはお時間をいただきたいところかと思えます。

あと、先ほどのお話で、美術館には教育委員会の中にあった学芸員ではできないことという話が出てきたと思うのですけれども、できないことではなくて、学芸員が今、自分たちのいろんな専門とか今まで研究してきた分野以外のものに、なかなか現実には全然違う分野に移行というところがなかなかないわけですので、実は。なので、例えば、ちょっと例が悪いんですけれども、以前やったラルク特別展示展で、あの形では当然できないわけでありすけれども、例えば、学芸員はその内容については専門家ではないんですけれども、展示の仕方であったり、作品に対する見せ方もそうですし、保存とかそういうこともありますので、そういったところでは学芸員自身が勉強して行って、いかにみせるかということに関わりを持つということは、それは一つの方法としては違う分野で成長するということにはつながると思っていますので、そういったところも期待をしたいというところがあります。

そこはどういうところから引っ張っていくかというところ、政策推進部のほうでいろんな企業さんとかのつながりもありますし、ネットワークを持っていると聞いていますので、そここのところでは何か違う、今、教育委員会の中で学芸員がいたら手が出しにくいとか出せない、食指を伸ばせないような分野がそこであれば、またそれは一つの大きな可能性になると思います。

あと一つは、そういったところが、もしできればいいなと思っていて、それが具体的にどういうふうになるかというのは、ちょっとまだ具体的には言えないんですけれども、あとは先ほどの人数、観客者数、それから経費の面でという話があったんですけれども、例えば観覧者数でいくと、年に何回か当然企画展と常設展とがありますけれども、例えば特別企画展やったときぐらいの集客数があるものを呼べれば、じゃ10万人から12万人増えたという、あくまでも予測でしかないんですけれども、そういった期待値を含めた予測値が出ると思いますので、そういったところは少しお示しできればお示ししたいなと思っています。それによって前回の特別展示は、収益が全くなかったのですけれども、そういったところはどのくらいの収益が入ってくるかというのは、ある程度いろんなテーマの企画展とかそういうようなところから、分かるのではないかと思います。

今、いろんな美術館、博物館でいろんな手法というのか、やはり収益を少しでも上げるというところでいろんなものを行っているので、例えばスターウォーズ展とか、アニメ展とか、いろんな公立の博物館でもやっていますし、そういったところではそういういろいろやれるようなことに持っていきたいなと思っています。例えばアニメ展だけを1年中やっているということでは当然ないわけで、そういう集客できるもので来たお客さんに本当の展示室を見ていただくというところをうまく流れができれば観覧者数も増える、あと収益も少し増えるというところの期待値とか予測はある程度は出せるとは思いますので、ちょっとその辺はお示しできる範囲で示せるかなと思います。

(齋藤委員長)

そうすると今、結局我々のほうから出た質問とか意見は、大体スタンスはおわかりいただいたと思うので、それでそちらのほうで改めてさっき出た質問を受けて、どうお答えをいただくかということですかね。それでよろしいでしょうか。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

委員長 日程第3は秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成26年10月24日（金） 午前11時39分

横須賀市教育委員会
委員長 齋藤 道子